



1 月定例記者会見

- 1 主要業務予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 平成22年における海上犯罪の送致状況・・・・・・・・・・・・・・・・3
第五管区海上保安本部管内の平成22年の海上犯罪の送致状況等
送致件数：929件、772名（前年比+10件、+21名）
- 3 平成22年の海洋汚染の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・10
第五管区海上保安本部管内の平成22年の海洋汚染確認件数：28件（前年比▲16件）
- 4 明石海峡航路東側海域における航行状況と仮設灯浮標の撤去について・・・・14
平成22年7月1日、明石海峡航路東側出入口付近海域の船舶交通の安全性を向上させるため、同海域における新たな航行方式が導入され、その遵守状況をAIS（船舶自動識別装置）の航跡データから確認してきたところ、良好な遵守状況であり、当初計画どおり、本年2月下旬に撤去することとしました。
- 5 平成22年の海洋情報の提供状況について・・・・・・・・・・・・・・・・18
第五管区海上保安本部管内の平成22年の海洋情報提供件数
海の相談室：288件（前年比+34件）
テレホンサービス：506件（前年比▲256件）
ホームページ：250万件（前年比▲33万件）

〔参考資料〕

- ・平成22年の海難及び人身事故の発生状況等について（速報値）・・・・・・・・21
- ・「118番の日」を制定します！～1月18日は「118番の日」～・・・・30

主要業務予定(平成23年2月)

第五管区海上保安本部

日	曜	業務予定等	イベント関係等(予定を含む)
1	火	女性職員の採用・登用拡大会議[31日から]	
2	水	阪神港堺泉北区補正測量[4日まで、測量船うずしお]	
3	木		
4	金		
5	土		フィッシングショー-OSAKA2011における ブース展示等[6日まで]
6	日		
7	月	大阪湾港湾調査[測量船うずしお]	
8	火	大阪湾環境保全調査[9日まで、測量船うずしお]	
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月	阪神港堺泉北区補正測量[16日まで、測量船うずしお]	
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		下里水路観測所施設一般公開[和歌山県]
20	日		
21	月		
22	火	明石海峡航路北東方仮設灯浮標の撤去(予定)	
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		

平成22年12月、平成23年1月 事件事故・行事等広報実績

No.	月日	広報部署	事案名	備考
事件事故広報実績				
1	12月15日	姫路海上保安部	上島沖沈没船	
2	12月16日	神戸海上保安部	流出物情報	
3	1月8日	関西空港海上保安航空基地	関西国際空港株式会社バース地区衝突事故発生情報	
4	1月9日	徳島海上保安部	鳴門内海船舶衝突事故広報(第1報)	
5	1月9日	徳島海上保安部	鳴門内海船舶衝突事故広報(第2報・最終)	
6	1月15日	和歌山海上保安部	海中転落者情報	
7	1月16日	田辺海上保安部	紀伊日ノ御崎付近の行方不明者捜索について(第1報)	
8	1月16日	田辺海上保安部	紀伊日ノ御崎付近の行方不明者捜索について(第2報)	
9	1月17日	第五管区海上保安本部	平成22年の海難及び人身事故の発生状況等について(速報値)	
10	1月17日	神戸海上保安部	大麻不法所持で外国貨物船乗組員を現行犯逮捕	
11	1月20日	海南海上保安署	日ノ御崎行方不明者の発見について	
12	1月21日	和歌山海上保安部 田辺海上保安部	平成22年の船舶海難及び人身事故の発生状況等について(速報値)	
13	1月24日	徳島海上保安部	伊島沖底引き網漁船漁具損壊事故広報	
行事広報実績				
1	12月6日	高知海上保安部	「平成22年度年末年始特別警戒及び安全指導」の実施について	
2	12月6日	和歌山海上保安部	第3回「紀州路 海辺の絵はがき」優秀作品の決定について	
3	12月8日	和歌山海上保安部	年末年始特別警戒及び安全指導「南海フェリー安全点検の実施について」	
4	12月9日	田辺海上保安部	職場体験学習について	
5	12月9日	徳島海上保安部	【広報】年末年始特別警戒及び安全指導を実施！	
6	12月8日	田辺海上保安部	年末年始特別警戒及び安全指導の実施について	
7	12月10日	神戸海上保安部	明石海峡における船舶の通航隻数について(速報値)	
8	12月17日	第五管区海上保安本部	「118番の日」を制定します！	
9	12月17日	神戸海上保安部	「ひょうご安全の日のつどい」への参画について	
10	12月20日	田辺海上保安部	海上安全指導員指定伝達式について	
11	12月22日	第五管区海上保安本部	いってらっしゃい！あなたに灯りを 幸運を	
12	1月14日	和歌山海上保安部	「118番の日」の制定について	
13	1月14日	第五管区海上保安本部	大規模災害を想定した参集訓練を行います	

【問い合わせ先】
第五管区海上保安本部警備救難部
電話 078-391-6553 (代表)
刑事課長 野村 勝邦 (内線 3170)

平成23年1月26日
第五管区海上保安本部

平成22年における海上犯罪の送致状況

- 1 第五管区海上保安本部では、
 - ・ マリンレジャーに伴う海事関係法令等の違反
 - ・ 暴力団の資金源となっている悪質密漁事犯
 - ・ 暴力団が関与する薬物・銃器密輸・出入国事犯
 - ・ 油等を海上に違法排出する海上環境事犯に重点を置いた指導・取締りを実施した結果、平成22年中に 929件、772名（前年比+10件、+21名）の海上犯罪を送致しました。
- 2 法令別では、海事関係法令違反が最も多く、488件と約半数を占めており、特に、4月29日から8月31日の間、マリンレジャー集中安全推進活動を展開し、計1,055隻に対して安全指導・取締りを行い、141件の海上犯罪を送致し、103件の警告を行いました。
また、送致件数以外に比較的軽微では是正可能な海事法令違反207件、117名に対して警告処分を行いました。
次に、漁業関係法令違反208件、刑法犯119件、海上環境法令違反72件の順となっており、各違反の主な事件は別紙2のとおりです。
- 3 警察等他機関との連携を進め、2月に艦船侵入及び窃盗事件を、5月には当庁施設に対する無線を使用した虚偽通報による偽計業務妨害事件等を合同捜査により検挙しました。(別紙2 I 2、3参照)

- ◇ 送致件数929件の法令別内訳は、多い順から
- 海事関係法令違反488件（全体の約53%、以下同じ）
 - 漁業関係法令違反208件（約22%）
 - 刑法犯119件（約13%）
 - 海上環境関係法令違反72件（約8%）
 - 電波法違反等その他の法令違反42件（約4%）
- となっています。

◇ **海事関係法令違反**（488件、前年503件）の送致状況については、前年より若干減少したが、違反の傾向としては、マリンレジャー活動等に伴う水上オートバイやプレジャーボートといった小型船舶にかかる無資格運航、無検査運航等に関する法令違反が244件と多く、全体の5割となっています。

また、その他の海事関係法令違反として、貨物船等の明石海峡航路の航行義務違反（海上交通安全法違反）が29件、狭水道（明石海峡）を航行中の甲板上の指揮義務違反（船員法違反）が13件と、件数は前年より減少しているものの、これらの違反は、海難や人身事故に直結する要因でもあることから、引き続き、指導・取締りを強化していきます。

◇ **漁業関係法令違反**（208件、前年187件）の送致状況については、小型機船底びき網漁船や刺し網漁船による無許可操業や区域外操業等の密漁事犯が殆どですが、潜水器密漁事犯や現場において逃走、証拠隠滅を図る悪質な違反者に対しては現行犯逮捕、もしくは犯行を特定し、後日共犯者も割り出して通常逮捕した上、過去の違法な水揚げについても徹底捜査する等厳正に対応しています。

◇ **刑法犯**（119件、前年93件）の送致状況については、船舶の衝突、乗揚げ等の業務上過失往来危険罪が92件で、全体の約8割弱を占め、その他に船内における人身事故等の業務上過失致死傷罪が11件、貨物船及び旅客船内等の窃盗罪が8件などとなっています。

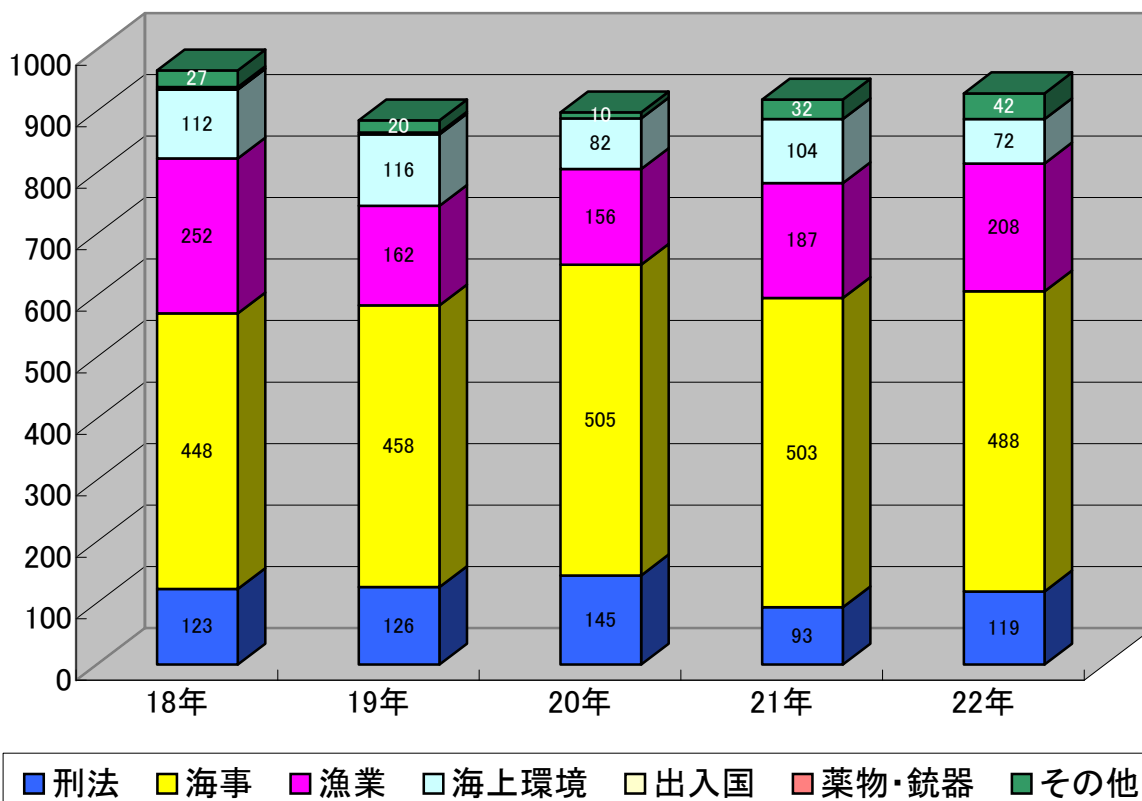
◇ **海上環境関係法令違反**（72件、前年104件）の送致状況については、船舶からのビルジ（船底に溜まった油性混合物）の違法（故意、過失）排出事犯、海洋への船舶の投棄事犯等の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が44件と全体の約6割を占め、次いで、沿岸海域に不要となった廃棄物を投棄するといった廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が13件となっています。

◇ **薬物・銃器、出入国関係法令違反**については、昨年の摘発はありませんでした。

（添付資料）

- ・ 送致状況の内訳は「別紙1」のとおりです。
- ・ 主な事件の概要は「別紙2」のとおりです。

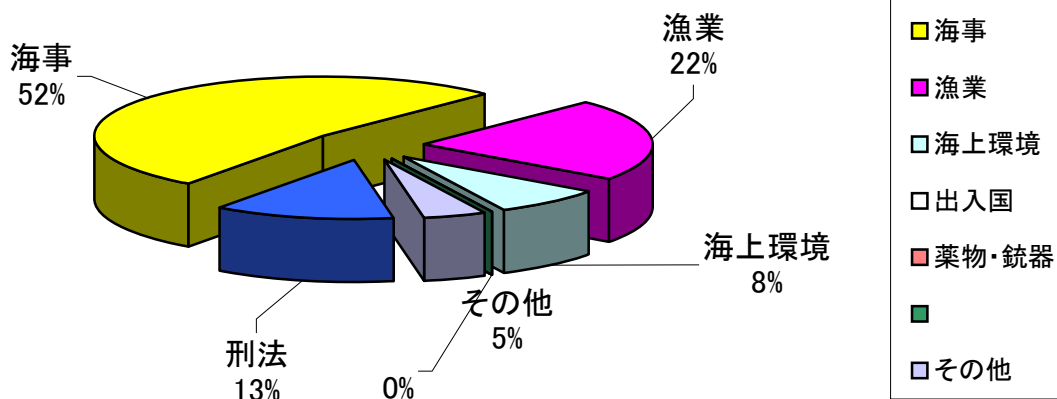
罪種別送致件数の推移(過去5年)



区分	刑法	海事	漁業	海上環境	出入国	薬物・銃器	その他	計
18年	123	448	252	112	1	3	27	966
19年	126	458	162	116	0	3	20	885
20年	145	505	156	82	0	0	10	898
21年	93	503	187	104	0	※(1)	32	919
22年	119	488	208	72	0	0	42	929

※警察・税関と合同で摘発した覚せい剤取締法違反事件（警察送致）

平成22年 法令別送致件数構成比



平成 22 年の送致内容

送 致 内 容		21年件数	22年件数	増減
海事関係法令	船舶安全法違反	192	241	49
	船舶職員及び小型船舶操縦者法違反	95	77	-18
	その他の海事関係法令違反	216	170	-46
	小 計	503	488	-15
刑 法 犯	過失往来危険罪	71	92	21
	その他の刑法犯	22	27	5
	小 計	93	119	26
海上環境法令	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反	57	44	-13
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	19	13	-6
	水質汚濁防止法違反	0	1	1
	その他の環境関係法令違反	28	14	-14
	小 計	104	72	-32
漁業関係法令	漁業権侵害、無許可操業、許可内容違反等	187	208	21
薬物・銃器法令	覚せい剤取締法違反等	0	0	0
出入国法令	出入国管理及び難民認定法違反等	0	0	0
その他の法令	電波法違反等	32	42	10
合 計		919	929	10

主な事件の概要

I 刑法犯

1 マーシャル籍貨物船 OUTSAILING 9・貨物船日進丸衝突死亡事件【徳島】

3月28日午前0時10分ころ、鳴門海峡南側海域において、広島県福山港向け北上中のマーシャル籍貨物船 OUTSAILING 9（総トン数2,926トン）と南下中の貨物船日進丸（総トン数199トン）が衝突し、日進丸が沈没、乗組員2名が行方不明（後日1名は遺体で収容）となった。翌29日〇号船長の操船不適切が一因とみて業務上過失往来危険で通常逮捕し、日進丸船長についても、操船不適切を特定し、怪我の回復をまって業務上過失往来危険等で検挙した。

2 堺泉北港における連続艦船侵入・窃盗事件【堺】

平成21年11月ころから堺泉北港に係留中の船舶から窃盗被害が発生しているとの情報により、大阪府警と連携して共同捜査中のところ、同種前科で執行猶予中の被疑者（会社員）を特定して、2月9日通常逮捕した。その後、の14隻の被害船舶から裏付けを行い、25名の船員から金員を窃取した余罪を特定検挙した。

3 国際VHF帯無線を用いた虚偽通報による偽計業務妨害事件【大阪】

3月18日から5月3日の間に、当本部施設である大阪湾海上交通センター等へ無線により複数回の虚偽通報があり、現場に巡視船艇・航空機を出動させた被害が発生したことから、近畿総合通信局と連携して調査の上被疑者を割り出し、大阪府警察と合同捜査本部を設置して捜査を行い、5月24日被疑者を先ず電波法違反で通常逮捕した。その後当庁に対する偽計業務妨害事件について特定検挙した。

II 漁業関係法令違反事件

1 漁船千正丸による潜水器密漁事件【姫路】

1月26日、予てから得ていた密漁情報に基づき、播磨灘海域にて夜間監視中のところ、岡山県漁業者3名が同県籍の高速密漁船を使用して、潜水器密漁しているのを現認し、逃走した同船を岡山県下津井漁港まで追跡して翌27日、同3名を漁業法違反等で現行犯逮捕した。(漁獲物なまこ340キログラム)

さらに、関係先の捜索差押を実施するなどして、約2年前から常習的になまこの潜水器密漁を営み、約4700万円の不法収益を得ていた事実を特定した。

2 漁船明石丸潜水器密漁事件【大阪】

5月12日午後9時30分ころ、大阪新島周辺海域を夜間監視中のところ、なまこを潜水器密漁している高速漁船を現認したが、逃走したことから明石漁港まで追跡し、翌13日同漁港内で同船に乗船していた漁業者(親子)2名を漁業法違反で現行犯逮捕した。(漁獲物なまこ1,154キログラム)

その後、共犯2名(息子)を特定して通常逮捕し、関係先の捜索差押を実施して、約1年4ヶ月前から常習的になまこの潜水器密漁を営み、約1億1,854万円の不法収益を得ていた事実を特定した。

III 海上環境関係法令違反事件

1 阪神港大阪区内コンテナ船油排出事件【大阪】

1月8日午後7時30分ころ、大阪市南港C-7岸壁に係留中の中国籍コンテナ船YONG YUE 7(総トン数6,813トン)の三等機関士が、給油船から左舷給油口を介して燃料油の給油を開始する際に、右舷給油口のバルブが確実に閉じられていないまま、給油を開始したことから、燃料油(重油)約20リットルを海上に排出したので、同人を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙した。

2 和歌山下津港和歌山区内ケミカルカー有害液体物質排出事件【和歌山】

4月19日午前10時30分ころ、和歌山市の化学工場棧橋に係留中のパナマ籍ケミカルタンカーHOWA(総トン数5,123トン)の一等航海士が、左右貨物ポンプの移送圧力を同一にせず、貨物のドデシルアルコール(有害液

体物質)を陸上の受入施設に揚荷役したため、圧力の低い右側の船倉にドデシルアルコールが逆流して溢れさせ、約6リットルを海上に排出したため、同人を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙した。

3 東播磨港内希硫酸排出事件【加古川】

7月18日深夜、兵庫県高砂市の大手化学工場において、希硫酸製造プラントの移送パイプが破損して工場排水に希硫酸が混入したことを知らせる警報が鳴ったのに、同工業所で排水監視を担当する従業員が、排水経路を緊急排水タンクに切り替えるなどの対処を何ら行おうとしなかったために、基準値(水素イオン濃度5.0未満)を超える希硫酸約1900立方メートルを東播磨港内の海上に排出したため、同従業員及び会社を水質汚濁防止法違反で検挙した。



平成 23 年 1 月 26 日
第五管区海上保安本部

問い合わせ先
第五管区海上保安本部環境防災課
環境防災課長 金川 和司
TEL078-391-6551 (内線 3310)

平成 22 年の海洋汚染の現状について (第五管区海上保安本部管内速報値)

◎平成 22 年の第五管区海上保安本部管内における海洋汚染の発生確認件数は、**28 件**で、平成 21 年の 44 件から **16 件減少**しました。

確認された汚染の「*₁ 約 68%」が船舶からの油類の排出によるもので、これ等の発生原因は、船舶の燃料補給やビルジ (船底に溜まった油性混合) 処理作業を行っている際の機器等の取扱不注意などによる人為的要因が「*₂ 約 53%」を占める結果となっています。

これらの状況を踏まえて、引き続き、海運・漁業等事業活動関係者への海洋汚染防止指導や「未来に残そう青い海」をスローガンに、広く一般市民の方々へも海洋環境保全のための啓発活動を実施し、海洋汚染の未然防止に取り組んでまいります。

1. 海洋汚染の発生確認状況の推移 (図 1 参照)

(1) 海洋汚染の確認件数・・・**28 件** [前年 44 件：▲16 (▲約 36%)]

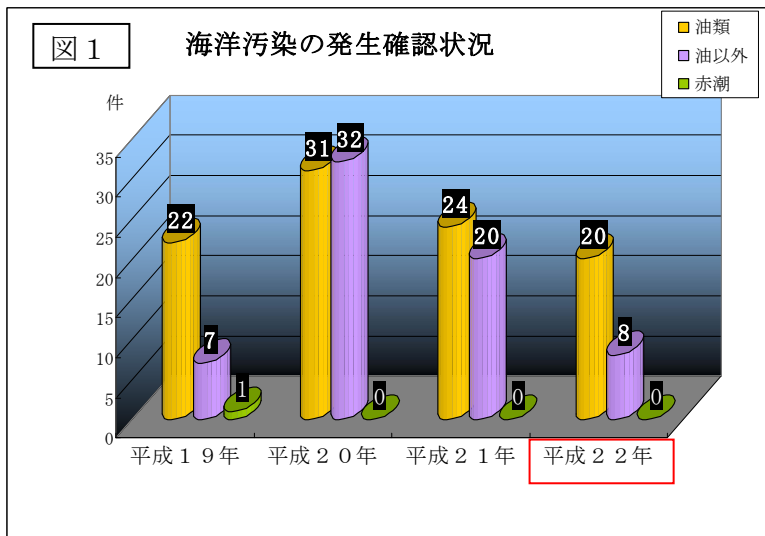
(2) 汚染物質別の件数

①油類による汚染・・・・・・・・・・20 件 [前年 24 件：▲4 件]

※「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」で定義された油 (重油、潤滑油、軽油等)、動植物油、船舶廃油、陸上廃油などの排出による海洋汚染

②油類以外の汚染・・・・・・・・・・8 件 [前年 20 件：▲12 件]

※産業廃棄物、一般廃棄物の不法投棄及び工場汚水排水などによる海洋汚染



*1: 確認件数 28 件のうち 19 件が船舶からの油類排出による汚染

*2: 船舶からの油類排出による汚染 19 件のうち、10 件が機器類の取扱不注意等 (過失) が原因

■海洋汚染の確認件数

・管内の大阪湾、瀬戸内海東部 (播磨灘)、本州・四国 (和歌山、徳島、高知県) の各海域・沿岸部での油類、廃棄物等の排出による海洋汚染を確認した件数です。

同件数については、巡視船艇・航空機による監視取締りや一般市民の方々からの「118 番」通報等を受け、現場海域における海洋汚染の状況を調査し、顕著な汚染を確認した件数です。

〈油類による汚染事例〉

■ Case1 【海難事故による燃料油流出】

・平成 22 年 3 月鳴門海峡大橋直下において外国船舶と衝突した貨物船（199 トン、A 重油約 15 k l 搭載）が沈没、沈没位置海底から湧出した燃料油が同海峡南北の海域に広範囲に拡散し、巡視船艇、船舶所有者手配の作業船等により防除措置作業を実施したものの。



■ Case2 【機器取扱不注意による燃料油流出】

・平成 22 年 4 月阪神港神戸区に着岸中のタンカー（103 トン）が燃料搭載中、燃料移送管バルブの操作ミスにより燃料油が甲板上へ噴出し、その一部が海上に流出したものの。

〈油類以外の汚染事例〉

■ Case1 【有害液体物質流出】

・平成 22 年 4 月和歌山市の化学工場棧橋に係留する外国船舶の乗組員が有害液体物質ドデシルアルコール（用途：合成洗剤）を陸上施設に揚荷役作業中、左右の貨物ポンプの移送圧力を同一にせずポンプを操作したため、ドデシルアルコールが逆流し、海上に流出したものの。

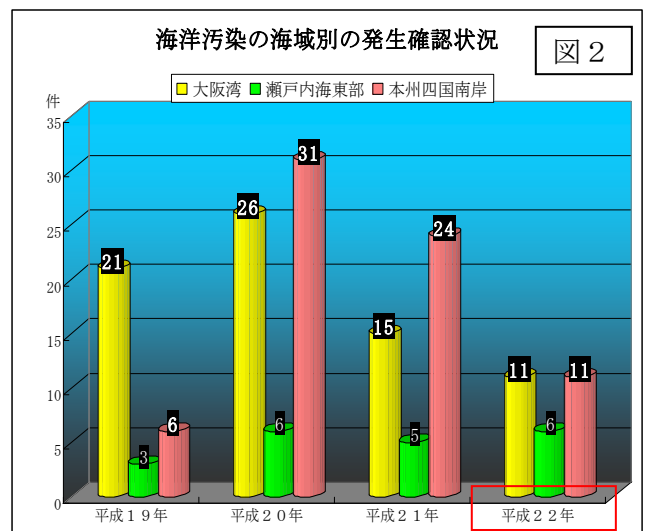
■ Case2 【工場違法排水】

・平成 22 年 7 月兵庫県高砂市の化学工場において、希硫酸製造プラントの移送パイプが破損し、警報が作動したが、同工場で排水監視担当の従業員が、排水経路を緊急排水タンクに切り替えるなどの措置をとらなかったため、排水基準値（水素イオン濃度 5.0）未満を超える希硫酸が海上に流出したものの。

2. 海洋汚染の海域別の発生確認状況（図 2 参照）

◎管内 3 海域ごとの汚染発生確認状況は、次のとおりです。

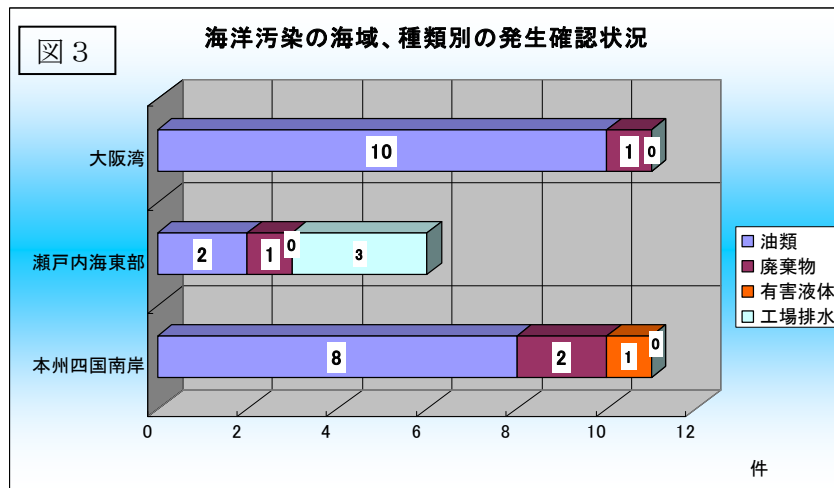
- (1) 大阪湾 11 件
[前年 15 件 ▲1 件]
- (2) 瀬戸内海東部 6 件
[前年 5 件 +1 件]
- (3) 本州四国南岸 11 件
[前年 24 件 ▲13 件]



3. 海洋汚染の海域、種類別の発生確認状況 (図3参照)

◎管内3海域ごとの海洋汚染の種類別(油、廃棄物等)確認状況は、次のとおりです。

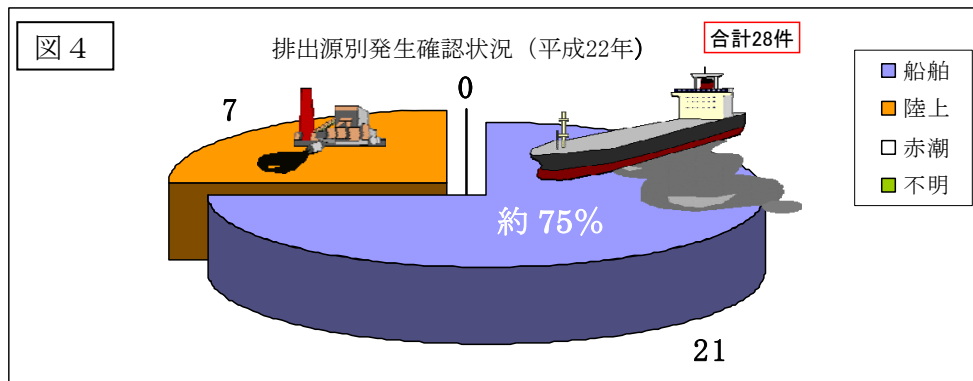
- | | | |
|------------|---------|---------------|
| (1) 大阪湾 | 油類 10件 | [前年 9件 +1件] |
| | 廃棄物 1件 | [前年 6件 ▲5件] |
| (2) 瀬戸内海東部 | 油類 2件 | [前年 3件 ▲1件] |
| | 廃棄物 1件 | [前年 1件] |
| | 工場排水 3件 | [前年 1件 +2件] |
| (3) 本州四国南岸 | 油類 8件 | [前年 12件 ▲4件] |
| | 廃棄物 2件 | [前年 12件 ▲10件] |
| | 有害液体 1件 | [前年 0件 +1件] |



4. 排出源別発生確認状況 (図4参照)

◎海洋汚染の排出源別(船舶、陸上)の確認状況は、次のとおりです。

- | | | |
|-----------------|-----|---------------|
| (1) 船舶から排出されたもの | 21件 | [前年 25件 ▲4件] |
| (2) 陸上から排出されたもの | 7件 | [前年 18件 ▲11件] |
| (3) 排出源不明 | 0件 | [前年 1件 ▲1件] |



※排出源別の割合 船舶からの排出

・平成21年 25件 約57% ⇒ 平成22年 21件 約75% に増加

5. 海域別・原因別発生確認状況 (図5参照)

◎管内3海域の海洋汚染の原因別の発生状況は、次のとおりです。

(1) 大阪湾

- ・故意3件 [前年9件]
- ・過失7件 [前年4件]
- ・海難1件 [前年1件]
- ・破損、不明0件 [前年1件]

(2) 瀬戸内海

- ・故意2件 [前年2件]
- ・過失3件 [前年1件]
- ・海難0件 [前年1件]
- ・破損、不明1件 [前年1件]

(3) 本州四国南岸

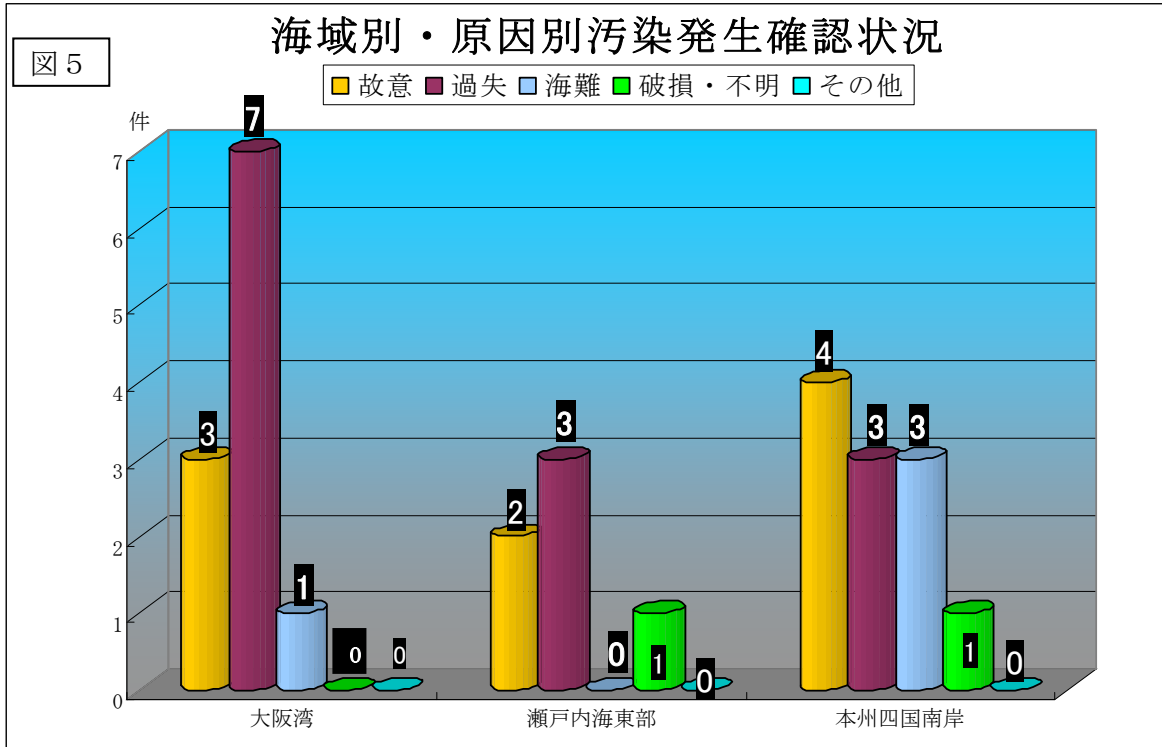
- ・故意4件 [前年14件]
- ・過失3件 [前年5件]
- ・海難3件 [前年3件]
- ・破損、不明1件 [前年2件]

【3海域の原因別の合計件数】

- ・故意・・・9件 [前年25件]
- ・過失・・・13件 [前年14件]
- ・海難・・・4件 [前年5件]
- ・破損、不明・・・2件 [前年4件]

※過失によるものが約46%

※故意・・・投棄者の故意により廃棄、排出されたもの。
 ※過失・・・行為者の取扱不注意により排出されたもの。
 ※破損、不明・・・パイプ、ポンプ、バルブ等施設の破損による排出又は原因不明のもの。



問合せ先

第五管区海上保安本部

TEL 078-331-2710

交通部安全課長 篠田 裕典

平成23年1月26日

第五管区海上保安本部

明石海峡航路東側海域における航行状況と仮設灯浮標の撤去について

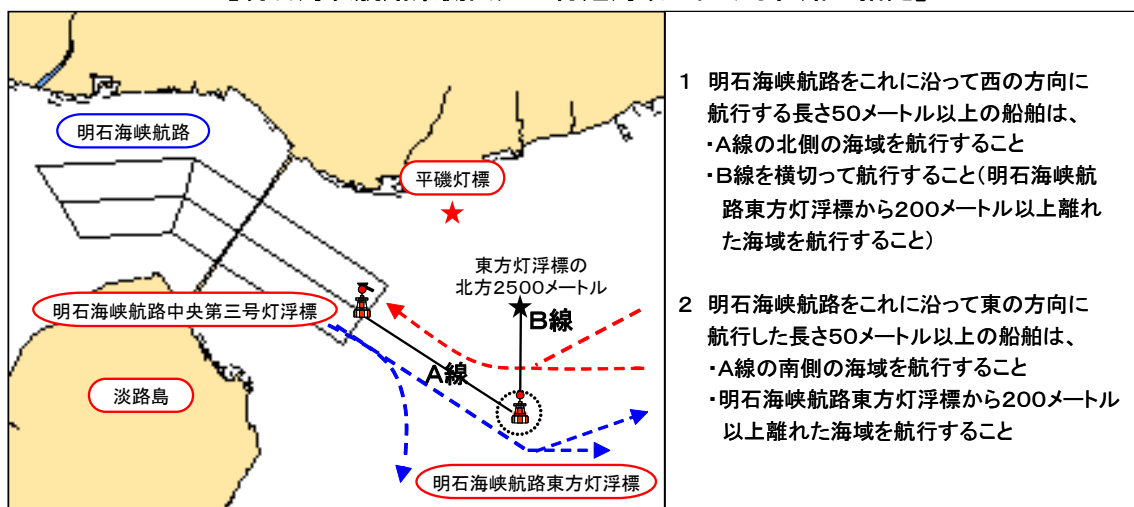
平成22年7月1日、明石海峡航路東側出入口付近海域の船舶交通の安全性を向上させるため、同海域における新たな航行方式が導入されました。これは、平成20年3月に発生した多重衝突沈没事故の再発防止対策として、海上交通安全法の規定に基づき、同海域を航行する船舶が航行すべき経路として指定されたものです。（下図参照）

その遵守状況をAIS（船舶自動識別装置）の航跡データから確認してきたところ、別紙1及び2のとおり98%以上の良好な遵守状況であり、同海域の船舶航行の安全性が向上したものと評価しています。

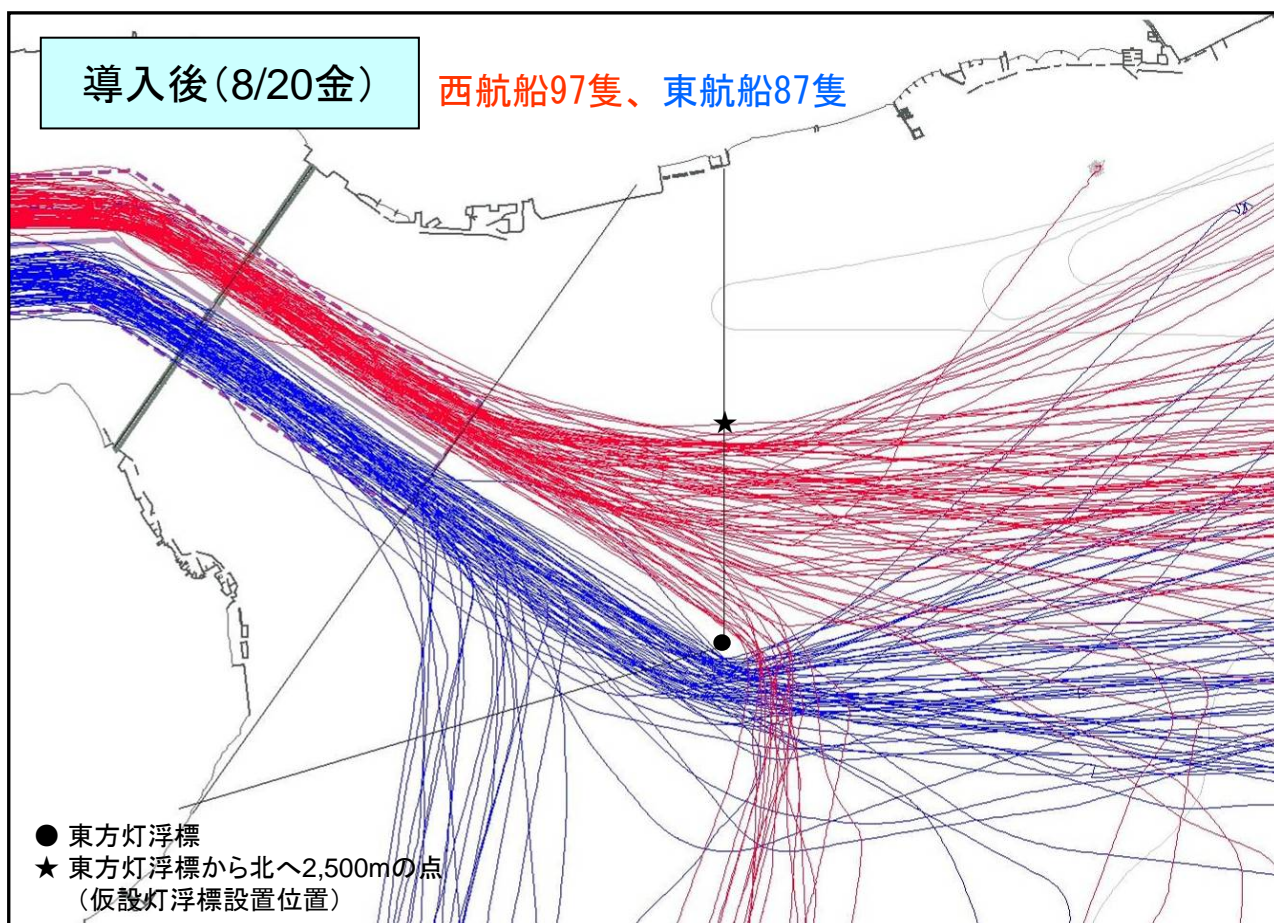
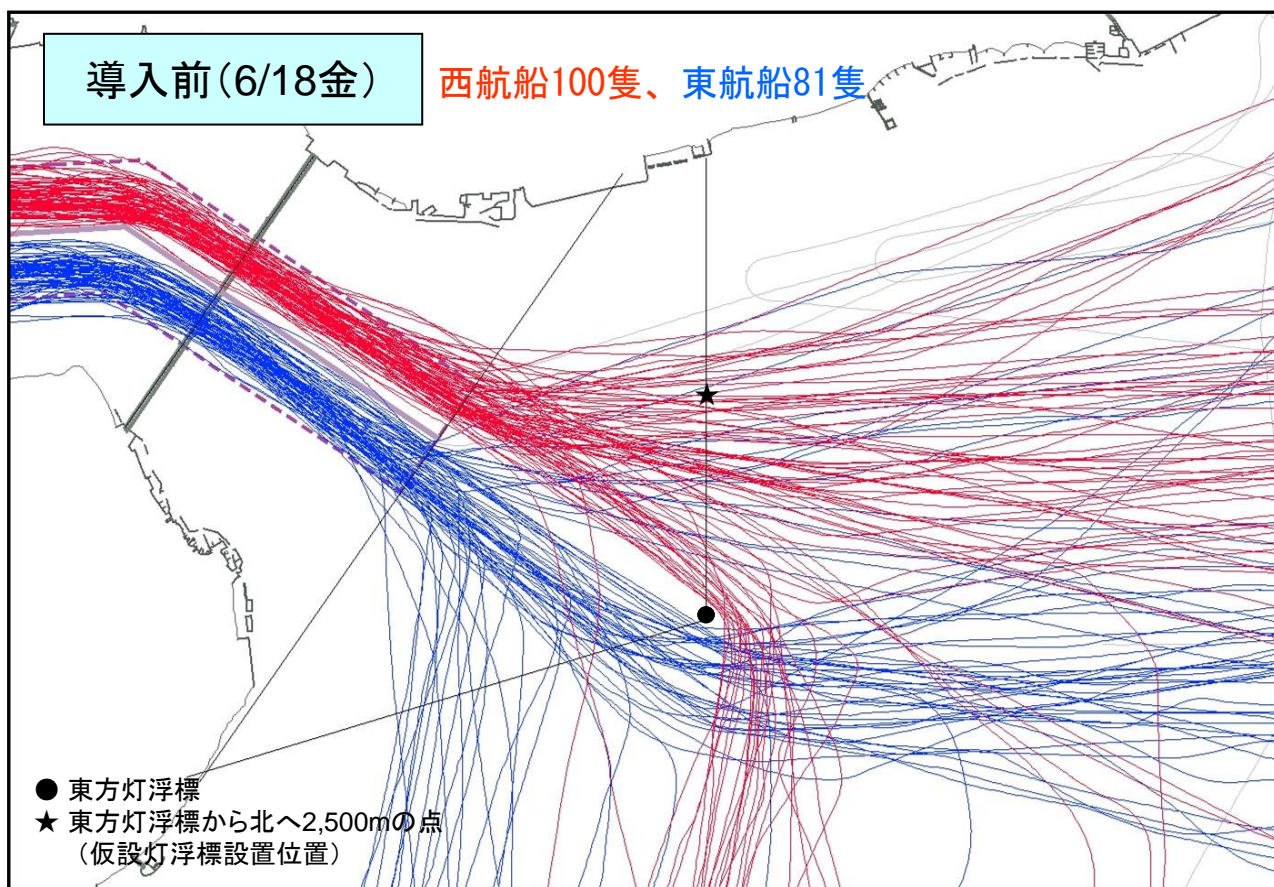
この新たな航行方式の導入にあたっては、特に、航路に向かう船舶の航行経路の把握を容易にし、その円滑な導入と定着を図ることを目的として、海域利用者と調整を行い、下図のB線北端（★）に仮設灯浮標を設置しているところですが、初期の目的が概ね達せられたことなどから、当初計画どおり、本年2月下旬（22日を予定、荒天順延）に撤去することとしました。

仮設灯浮標の撤去に伴い、リーフレット、ホームページ等により、当該位置を船舶のレーダープロッターに登録又は海図等に記載するよう周知するとともに、海事関係団体に対しても周知依頼を行い、今後とも、新たな航行方式の遵守について指導し、明石海峡の船舶交通の安全確保に努めていきます。

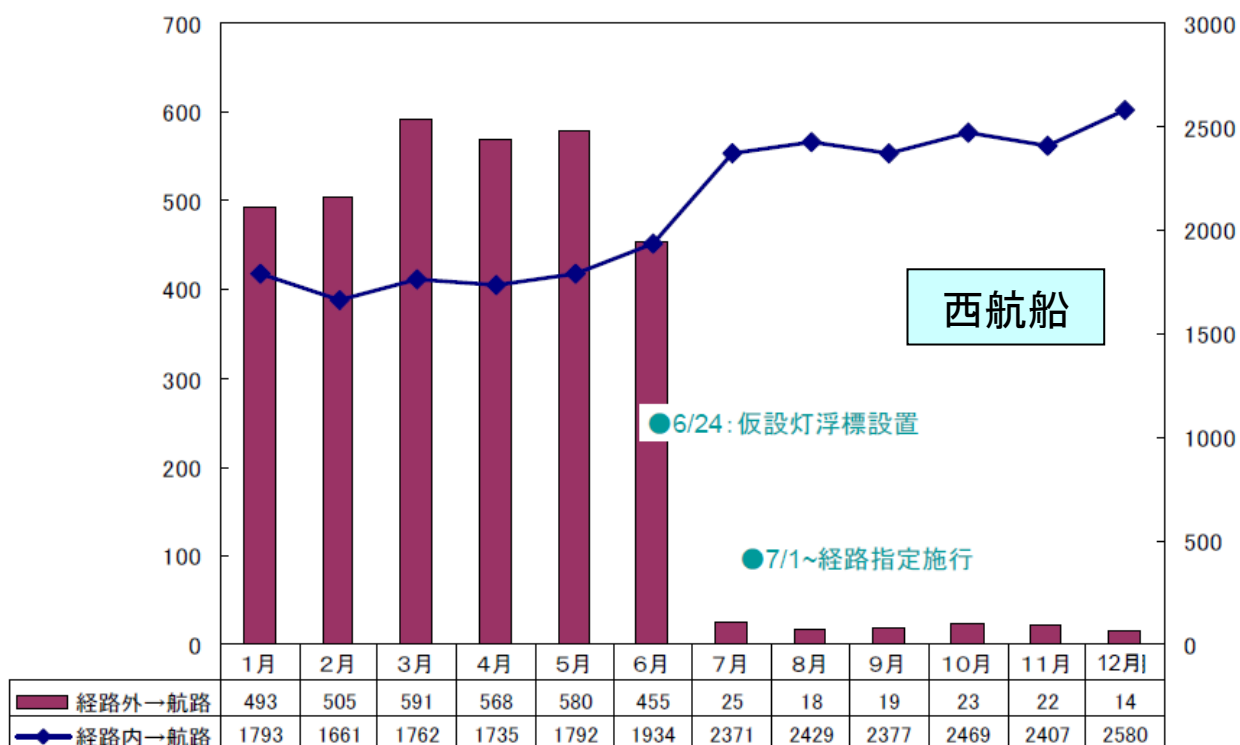
【明石海峡航路東側出入口付近海域における経路の指定】



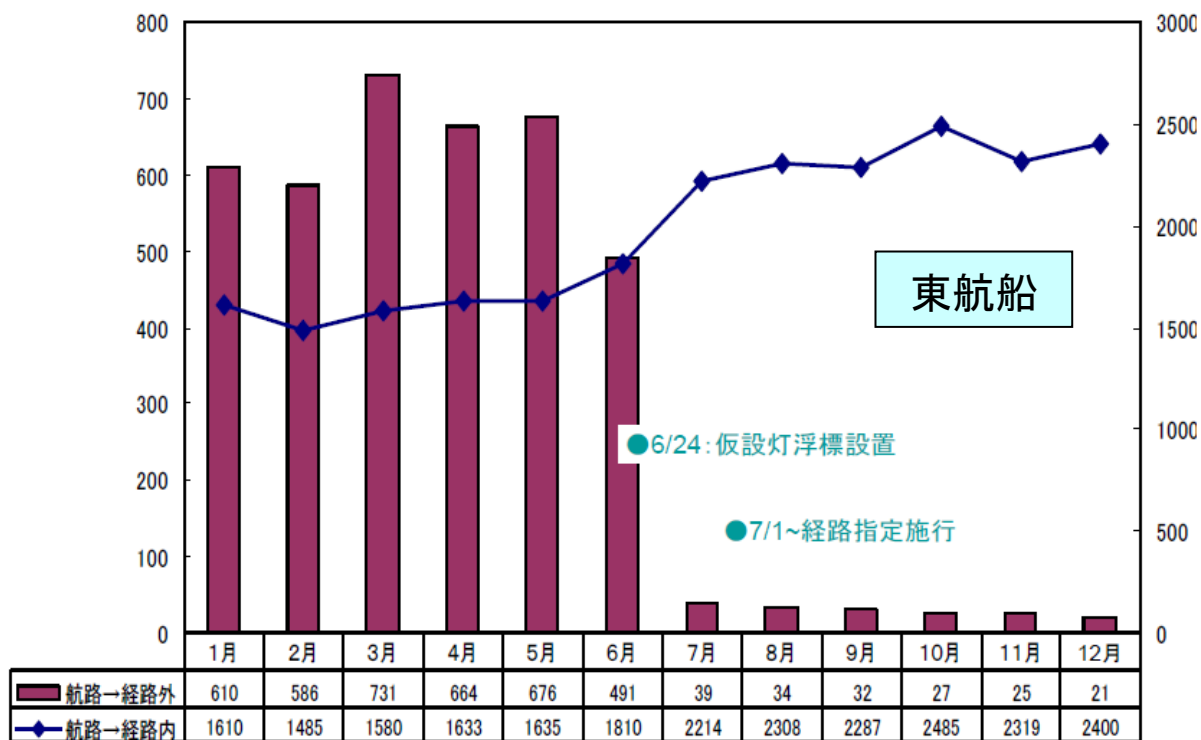
新たな交通ルール導入に伴う交通流の変化 (調査対象:長さ50m以上のAIS搭載船舶)



新たな交通ルールの遵守状況 (調査対象:長さ50m以上のAIS搭載船舶)



経路内航行率(%)	78.4	76.7	74.9	75.3	75.5	81.0	99.0	99.3	99.2	99.1	99.1	99.5
-----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



経路内航行率(%)	72.5	71.7	68.4	71.1	70.7	78.7	98.3	98.5	98.6	98.9	98.9	99.1
-----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

明石海峡航路北東方仮設灯浮標の撤去のお知らせ

第五管区海上保安本部

明石海峡航路東側海域における新たな航行方式の導入に伴って暫定的に設置した仮設灯浮標については、当初の計画どおり、本年2月下旬に撤去します。

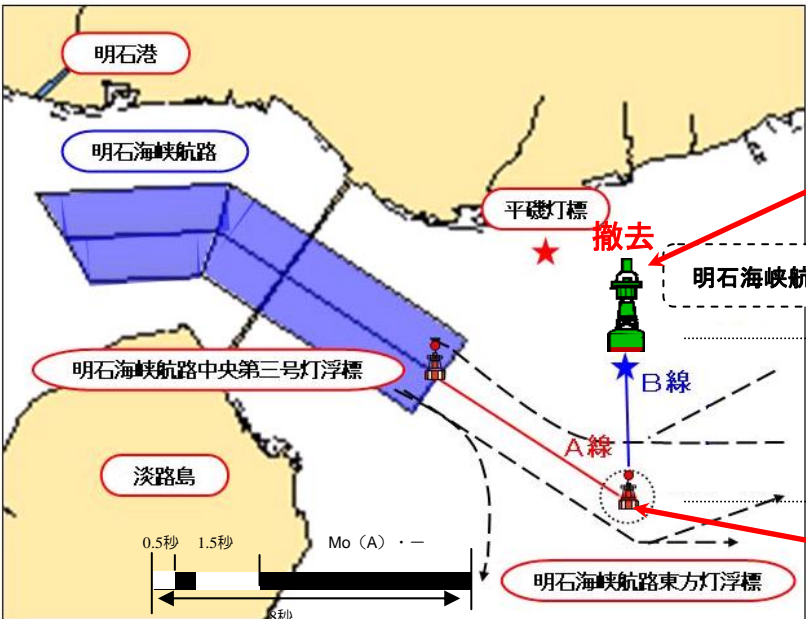
- 撤去予定日 **平成23年2月22日（火）**
※ 海上荒天の場合は、撤去順延

- 航行方式の遵守


灯浮標の撤去に伴い、「**灯浮標の位置をレーダープロッター、海図等にマーク**」して明石海峡航路東側出入口付近海域の航行方式を遵守して下さい。

明石海峡航路北東方仮設灯浮標の概要


- 灯質 **モールス符号緑光 毎8秒にA**
※ 明石海峡航路東方灯浮標と同期点滅しています。
- 塗色 **緑色 やぐら形**
- 光達距離 **5海里**
- 設置位置 **N 34-36-19.8**
E 135-04-55.0



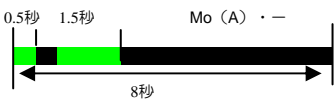
The map shows the Awa Strait with the temporary buoy (green buoy) marked with a red star and labeled '撤去' (Removal). Other navigational aids include the '平磯灯標' (Hiraoi Light), '明石海峡航路中央第三号灯浮標' (Awa Strait Central No. 3 Light Buoy), and '明石海峡航路東方灯浮標' (Awa Strait Eastern Light Buoy). The map also shows the '明石港' (Awa Port), '明石海峡航路' (Awa Strait Route), and '淡路島' (Awajima Island). A scale bar indicates 0.5 seconds, 1.5 seconds, and 8 seconds. A vertical scale bar indicates approximately 2500 meters.



撤去



約2500メートル



0.5秒 1.5秒 Mo (A) 8秒

本件お問合せ先： 第五管区海上保安本部交通部安全課 078-331-2710

問い合わせ先
第五管区海上保安本部 海洋情報部
海の相談室 (担当：酒井)
(078)391-1299 (直通)

平成23年 1月26日
第五管区海上保安本部

平成22年の海洋情報の提供状況について

第五管区海上保安本部では、窓口対応の五管区海の相談室、テレホンサービス及びホームページにより海洋情報の提供を行っています。
このたび、平成22年の提供状況がまとまりました。概要は以下のとおりです。

海の相談室

一般の方からの海洋に関する様々な質問に対応するため、平成2年6月から「海の相談室」を開設しております。

平成22年の相談件数は、昨年比34件(13%)増の288件でした。

相談内容

潮汐・海潮流に関することが最も多く、次いで海図等の水路図誌に関すること、日出没時間等の天文に関することの順でした。

利用者

一般の方からの相談が約2/3を占め、民間企業、国や地方公共団体の順でした。

テレホンサービス

電話による自動応答により、毎週末の大阪湾の満干潮及び明石海峡・友ヶ島水道の潮流の情報を提供しています。

平成22年の利用件数は、昨年比256件(33%)減の506件でした。

ホームページ

津波防災のための情報、港湾工事・危険な訓練など航海安全のための情報、大阪湾の水質観測データ、黒潮の状況や水温の分布を図示した海洋速報、満干潮や潮流の情報、潮干狩り情報などを提供しています。

平成22年のホームページの各サイトへの総アクセス数は、昨年比約33万件(12%)減の約250万件でした。

ホームページの各サイトへのアクセス状況

海洋速報関連サイトへのアクセスが最も多く、次いで潮干狩り情報関連サイト、潮汐・潮流情報関連サイト、水路通報関連サイト、携帯電話用サイトの順でし

た。

「潮干狩り情報」は、ゴールデンウィーク期間中には1日1万件を超えるアクセスがあり、身近なマリインレジャー情報として広く活用されています。

海洋情報の入手方法

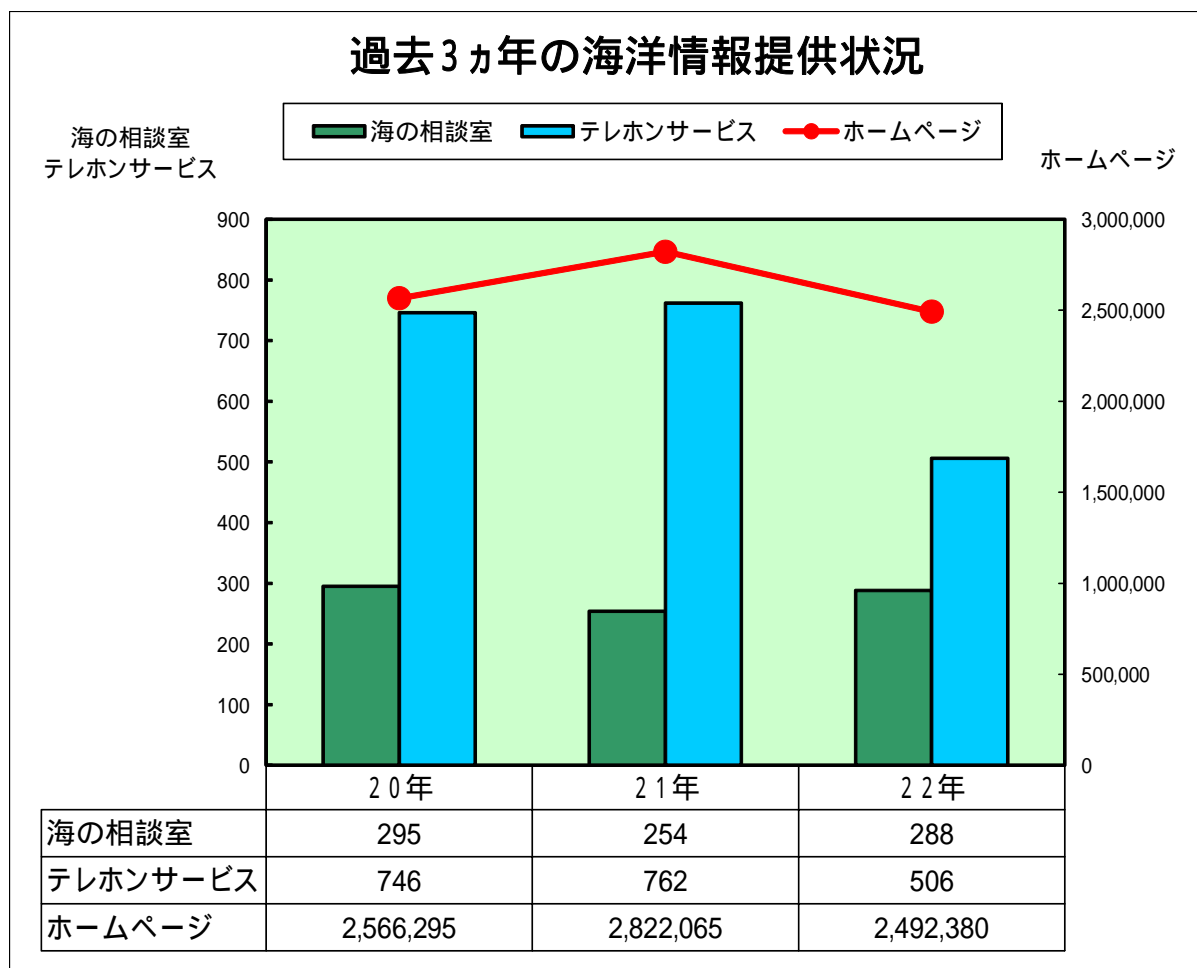
「海の相談室」

場所：第五管区海上保安本部 海洋情報部内（9階）

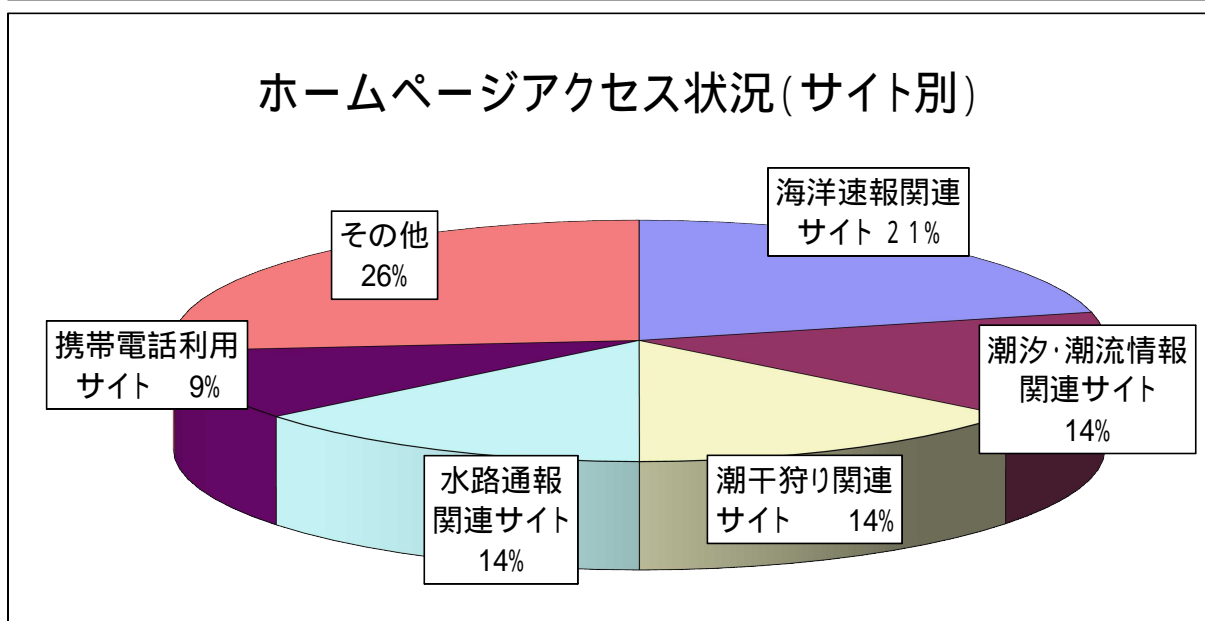
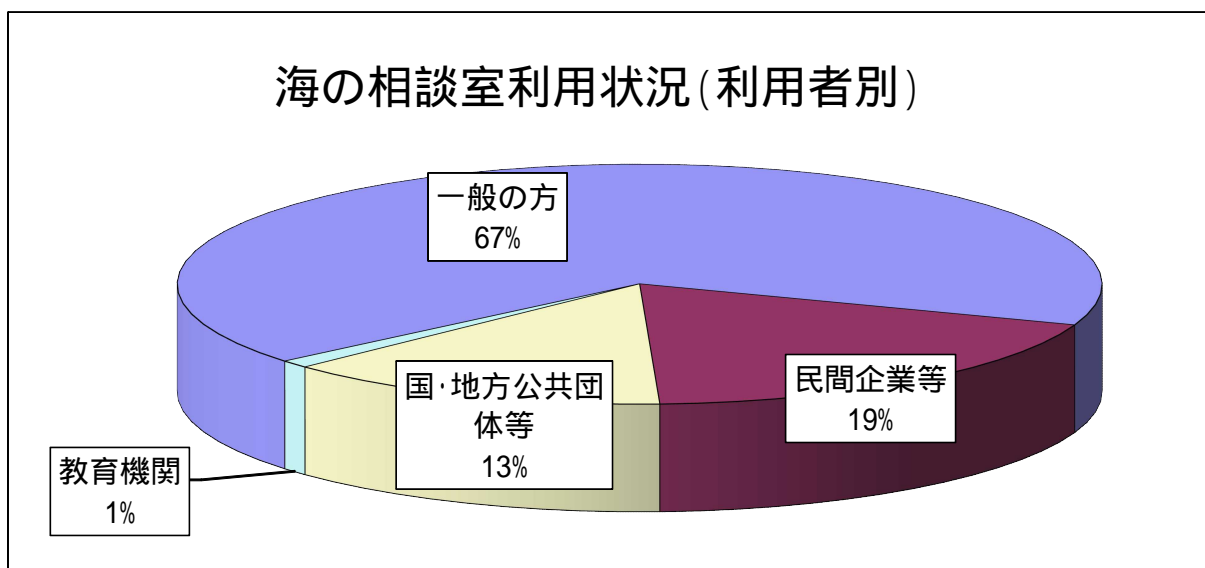
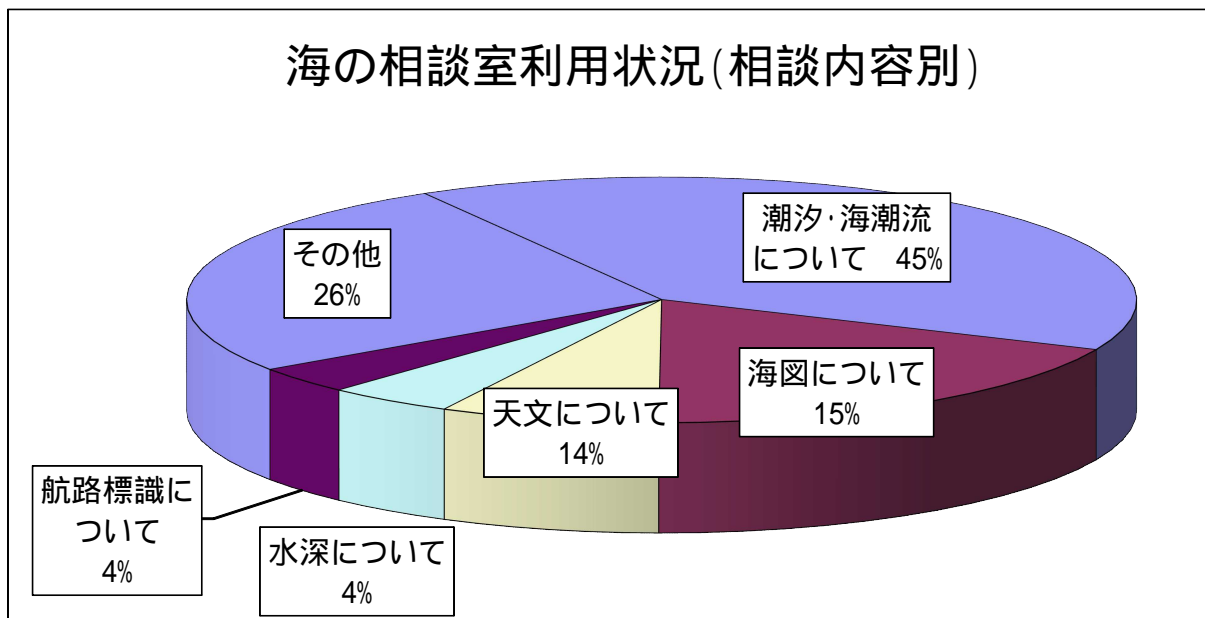
電話：(078)391-1299 電子メール：sodan5@jodc.go.jp

「テレホンサービス」 電話：(078)333-0073

「ホームページ」 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/>



平成22年の提供状況



問い合わせ先

第五管区海上保安本部

警備救難部救難課長 田脇 徹 (人身事故担当)

Tel 078-391-6551 (内線 3250)

交通部企画課長 津野 芳隆 (船舶海難担当)

Tel 078-331-2710 (直通)

第五管区海上保安本部

平成22年の海難及び人身事故の発生状況等について(速報値)

第五管区海上保安本部が取り扱った平成22年の船舶海難及び人身事故の発生状況等を取りまとめましたので、お知らせします。

1. 船舶海難の発生状況 (資料1, 2参照)

- 1 平成22年の海難船舶隻数は277隻で、前年に比べ32隻減少
- 2 プレジャーボート^{※1}の海難船舶隻数は131隻(全体の47%)で、船種として10年連続ワースト1、次いで漁船の62隻(全体の22%)で、10年連続ワースト2
- 3 船舶海難に伴う死亡・行方不明者数は4人で、そのうち2人が漁船の海難に起因している

- (1) プレジャーボート^{※1}による海難隻数は131隻で、前年に比べ22隻減少
- (2) 漁船による海難隻数は62隻で、前年に比べ6隻減少
- (3) 貨物船による海難隻数は41隻で、前年に比べ4隻減少
- (4) その他の一般船舶^{※2}による海難隻数は20隻で、前年に比べ4隻減少
- (5) タンカーによる海難隻数は11隻で、前年に比べ5隻増加
- (6) 旅客船による海難隻数は7隻で、前年に比べ1隻増加
- (7) 遊漁船による海難隻数は5隻で、前年に比べ2隻減少
- (8) プレジャーボートの海難は見張り不十分や操船不適切などによる衝突が34隻(前年比4隻増)及び整備不良や機関取扱い不注意などによる機関故障が34隻(前年比7隻増)と最も多く、次いで、無人漂流やバッテリーの過放電などのその他の海難^{※3}が31隻(前年比18隻減)、見張り不十分や船位不確認による乗揚げ13隻(前年比7隻減)となっています。
- (9) 海難種類別の主なものとして、衝突が114隻(前年比8隻増)と最も多く、次いで、その他の海難^{※3}が51隻(前年比14隻減)、機関故障が47隻(前年比7隻増)、乗揚げ22隻(前年比13隻減)、推進器障害が14隻(前年比同数)となっています。
- (10) 衝突を起こした船舶の種類別では、プレジャーボートが34隻(前年比4隻増)と最も多く、次いで、貨物船が30隻(前年比4隻増)、漁船が26隻(前年比8隻減)となっており、以上の船舶の種類で衝突海難の79%を占めています。
- (11) 船舶海難に伴う死亡・行方不明者数は4人で、前年に比べ3人減少しました。死亡・行方不明者が発生した船舶を種類別に見ると、漁船が2隻(2人死亡)、貨物船1隻(1人死亡、1人行方不明)となっています。

※1: プレジャーボート・・スポーツ又はレクリエーションに用いられるモーターボート、ヨッ

ト等の船舶の総称

※2：その他の一般船舶・・・作業船、曳船、押船、台船、はしけ、クレーン船等

※3：その他の海難・・・走錨、バッテリーの過放電、燃料欠乏、漂流等の船舶安全運航が阻害された海難

2. 人身事故の発生状況(資料3参照)

- 1 平成22年の人身事故者数は311人で、前年に比べ18人減少、過去5年間で最小
- 2 人身事故に伴う死亡・行方不明者数は129人で、前年に比べ20人減少、過去5年間で最小
- 3 人身事故で一番多い事故は、自殺99人次いで海中転落（釣り中を含む。）59人
- 4 海中転落者数は59人で、前年に比べ41人減少、死亡・行方不明者は25人で、前年比29人減少し半減
- 5 マリンレジャーに伴う海浜事故者数103人のうち、釣り中の事故者数が42人と突出
マリンレジャーに伴う海浜事故の死亡・行方不明者数25人のうち、釣り中の事故者の死亡・行方不明者数が10人、次いで遊泳中の8人
- 6 スキューバダイビング中の事故者数が前年の11人から6人に減少

- (1) マリンレジャーに伴う死亡・行方不明者数は25人で、前年に比べ2人増加
- (2) 釣り中の死亡・行方不明者数は10人で、前年に比べ4人減少
- (3) サーフィン中の事故者数は9名で前年に比べ7人減少
- (4) スキューバダイビング中の事故者数は6人で前年に比べ5人減少

3. 海中転落者のライフジャケット（救命胴衣）着用状況

- 1 船舶からの海中転落者12人すべてライフジャケット未着用者
- 2 釣り中に海中転落した人21人のライフジャケット未着用者は17人
- 3 釣り中の海中転落者のうち、ライフジャケット着用者4人の生存率は100%でライフジャケット着用の効果は絶大

- (1) 船舶からの海中転落者12人のうち死亡、行方不明者は8名
- (2) 釣り中の海中転落者21人のうち、
ライフジャケット着用率は19%で、死亡・行方不明者は8人
ライフジャケット着用中の海中転落者4人の生存率は100%
ライフジャケット未着用中の海中転落者17人の生存率は76%（13人）
- (3) 釣り中の海中転落者21人のうち、
ライフジャケット着用者は4人で、死亡・行方不明者は0人
ライフジャケット未着用者は17人で、死亡・行方不明者は8人

4. 平成22年の海上保安庁緊急通報番号「118番」の通報状況

年間取り扱い件数は約69,000件、有効な通報は1.0%。悪戯電話は、減少傾向にあるものの依然としてなくなるらない。

- (1) 第五管区海上保安本部で平成22年に取り扱った総通報件数は69,290件（前年は75,333件）、このうち有効通報である業務関連通報は681件（前年は646件）であり、全体の1.0%（前年は0.9%）となっています。
- (2) 業務関連通報以外としては、悪戯電話949件（1.4%）、無言電話5,256件（7.6%）、間違い電話21,892件（31.6%）、着信即断40,392（58.3%）などとなっています。
※ 前年は悪戯電話1,338件（1.8%）、無言電話6,915件（9.2%）、間違い電話23,107件（30.7%）、着信即断43,175件（57.3%）

5. 今後の対応等(参考1,2参照)

- (1) 船舶海難は、小型船（プレジャーボート、漁船、遊漁船）によるものが約71%、海難の種類では、衝突、乗揚、機関故障、その他の海難によるもので約84%を占めており、海難の発生原因は、見張り不十分や整備不良など、安全運航のために必要な基本的事項が遵守されていない人為的要因によるものが多数あると考えられます。

このため、引き続き、関係機関・関係団体との連携を強化し、小型船を中心に地域の特性に応じた効果的な海難防止活動を積極的に展開していきます。

※その他の海難・・・走錨、バッテリーの過放電、燃料欠乏、漂流等の船舶安全運航が阻害された海難

- (2) ライフジャケットの着用による救命効果は絶大であるにも拘らず、着用していないため、船舶からの海中転落や釣り中に磯や防波堤等から海中転落し、死亡又は行方不明となる事故が後を絶ちません。漁業者や釣り愛好者等の「自分の命は自分で守る」という安全意識が、必ずしも浸透、定着してきたとは言いがたい状況にあります。

当管区では、ライフジャケットの常時着用等を柱とする、自己救命策確保キャンペーンを機会あるごとに実施していますが、引き続き、関係機関・関係団体との連携を強化し、ライフジャケット着用率の向上に向け、海上安全思想の普及啓発活動を積極的に展開していくこととしており、悲しい事故を少しでもなくすよう努めてまいります。

スキューバダイビング中の事故では、潮流に流された事例が、また、サーフィン中の事故では、他の遊泳者との接触や技量不足による帰還不能が目立ちました。技量に応じた無理のない安全なレジャーを楽しむよう、引き続き愛好者や関係事業者等に働きかけていくこととしています。

- (3) 海上保安庁緊急通報番号「118番」は船舶海難では27%が、人身事故では21%が第一報として有効活用されています。

「海のもしもは118番を是非覚えてください。」

118番通報は、迅速・確実に連絡できることから、救助までの時間を短縮することができます。通報の際は、係官の問いに落ち着いてゆっくりと答えて頂きたい

と思います。

また、GPS内蔵型の携帯電話では、通話発信位置を絞り込むこともでき、通報者が自身の位置が分からない場合には有効です。

残念なことに減少傾向にはあるものの悪戯電話が後を絶たない状況です。

一刻を争う救助を求める通報等が海上保安庁に伝えられないおそれがありますので、本当に緊急に必要な通報に協力してください。

事故形態	発生日時・場所	概要
衝突	3月28日 午前0時15分頃 徳島県鳴門市鳴門海峡付近	貨物船A (2,926t、15名乗組み、外国籍) と貨物船B (199t、4名乗組み、日本籍) が衝突し、貨物船Bが衝突直後に沈没し、乗組員4名 (男性4名ライフジャケット未着用) が海中に飛び込み、2名 (うち1名重症) は貨物船Aに救助され、巡視船艇・航空機が出動し捜索するも1名が死亡、1名が行方不明となったもの。
推進器障害 (一次海難) 転覆 (二次海難)	5月11日 午前10時36分頃 高知県土佐清水市沖合い	1名乗組み (男性63歳、ライフジャケット着用) の漁船が自船のロープをプロペラに絡索させ、航行不能となり、磯波を受けて転覆し、海中転落。巡視艇、漁船が出動し、捜索するも死亡したもの。
衝突	7月19日 午後9時42分頃 徳島県徳島市徳島小松島港内	9名乗組み (大人8名 (男性3名、女性5名)、子供1名 (男性)、全員ライフジャケット未着用) のプレジャーボートが花火大会見物後、防波堤に衝突。衝突の衝撃で2名 (大人男性1名、大人女性1名) が海中転落し、船長が救助し、自力入港。乗組みの6名が負傷 (重症1名、軽症5名) したもの。
スキューバーダイビング中の人身事故 (漂流)	5月6日 午後0時40分頃 和歌山県西牟婁郡白浜町沖合	事故者 (男性、46才) と同行者1名でダイビングボートからエントリーしたが、事前打合せ不足により、海底で会合できず、先に浮上した通報者が不安になり、田辺保安部に通報、事故者は、北方約3キロメートル付近海上で防災ヘリにより発見、ヘリの誘導でダイビングボートにて救助したもの。
釣り中の人身事故 (海中転落)	8月31日 午前5時0分頃 兵庫県洲本市洲本港内	単独 (男性、50才) でライフジャケット未着用で魚釣りをしていたが、防波堤から誤って海中転落し、溺死したもの。
乗船者の海中転落	9月3日 午前5時0分頃 兵庫県姫路市沖	1名乗組みの小型底引き網漁船から1名 (男性、61才、ライフジャケット未着用) が操業中に誤って海中転落し死亡した。
乗揚げ	10月23日 午前4時0分頃 兵庫県神戸市沖	3名乗組みのプレジャーボートが海苔網養殖施設へ乗揚げ、同施設のアンカーロープがプロペラに絡索し、航行不能。巡視艇、漁業関係者が出動し、曳航救助されたもの。

釣り安全「五管区五則」

- ひとつ ひごろの気象の把握
- ふたつ ふだんの携帯持って
- みつつ みんなで ひとりでいかぬ
- よつつ 予期せぬ 高波注意
- いつつ いつでもライフジャケット着けて

自己救命策の基本 3 原則

- ライフジャケットの常時着用
- 携帯電話等の連絡手段の確保
- 緊急電話番号 118番

命を守る方法



海難種類及び船種別の海難隻数

資料1

海難種類 船種	合計	衝突	乗揚	転覆	火災	爆発	浸水	機関故障	推進器障害	舵障害	行方不明	その他 ※3
合計	277	114	22	9	4	1	10	47	14	5	0	51
	309	106	35	8	23	0	10	40	14	7	1	65
貨物船	41	30	3					5		1		2
	45	26	8		4		2	3				2
タンカー	11	7				1	1	1				1
	6	2	2					2				
旅客船	7	4	1						1			1
	6	4			1					1		
漁船	62	26	3	3	4		3	6	5	1		11
	68	34	3		12			5	4	1		9
遊漁船	5	2	1				1			1		
	7	3	2					1		1		
プレジャーボート ※1	131	34	13	4			5	34	8	2		31
	153	30	20	6	4		4	27	10	3		49
その他の一般船舶 ※2	20	11	1	2				1				5
	24	7		2	2		4	2		1	1	5

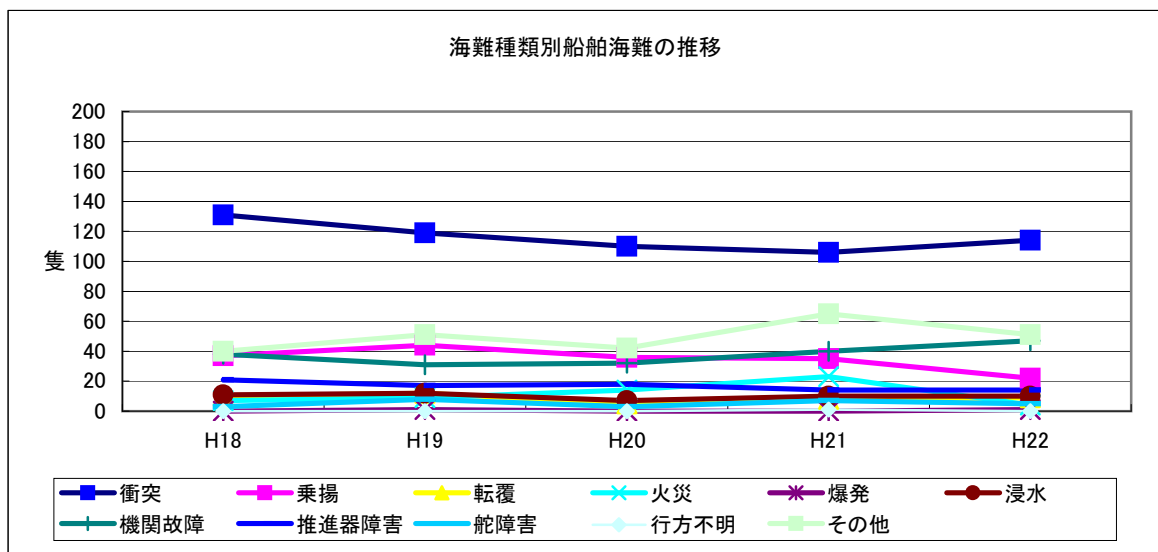
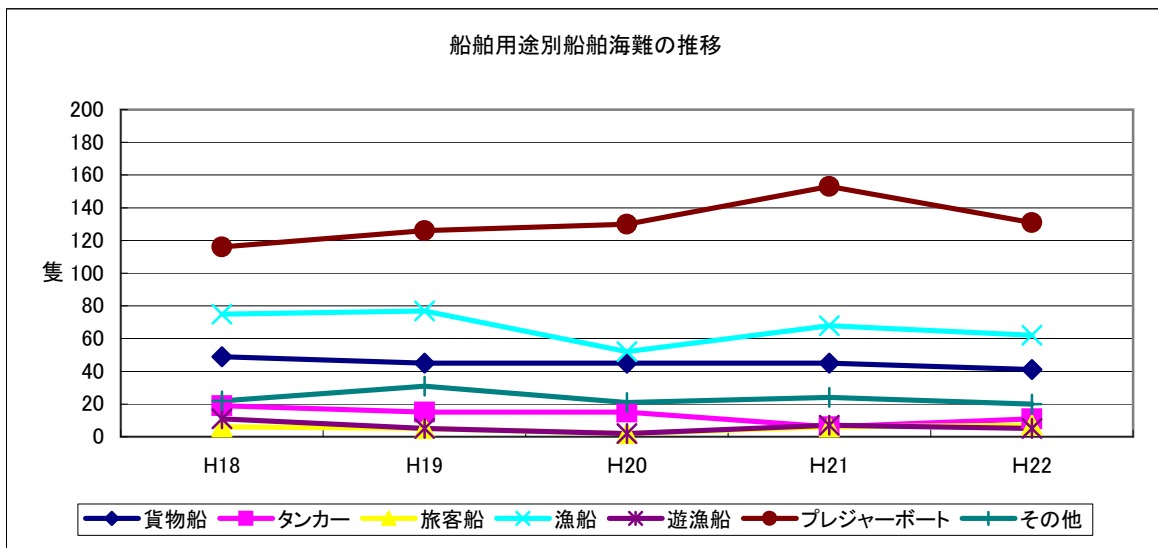
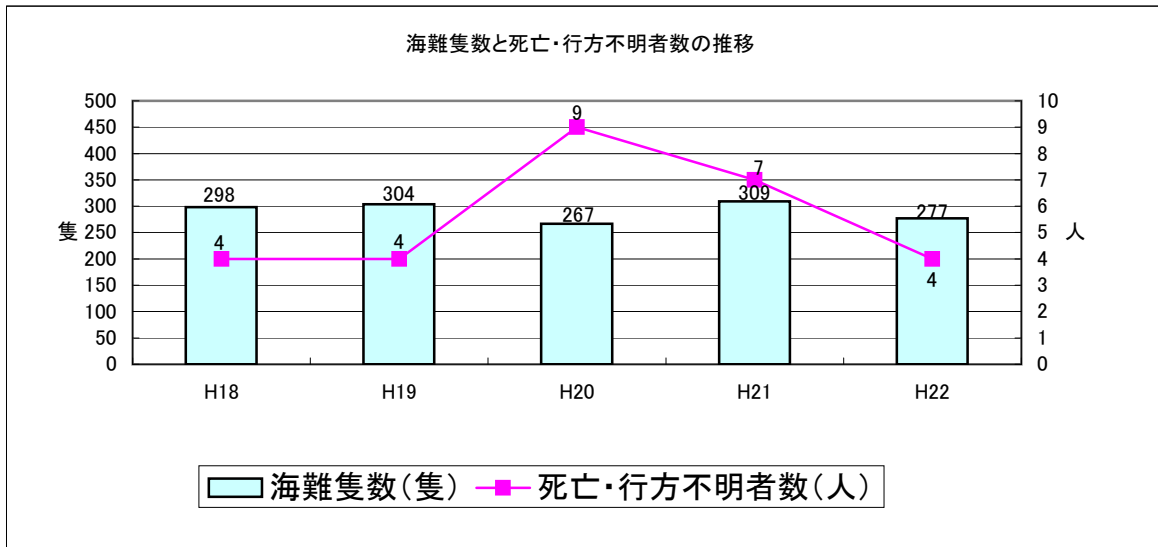
上段 平成22年

下段 平成21年

※1:プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションに用いられるモーターボート、ヨット等の船舶の総称

※2:その他の一般船舶 作業船、曳船、押船、台船、はしけ、クレーン船等

※3:海難種類(その他) 走錨、バッテリー過放電、燃料欠乏、漂流等の船舶安全運航が阻害された海難



人身事故発生状況(過去5年)

資料3

事故区分	事故内容	18年		19年		20年		21年		22年		前年(21年)比	
		事故者	死亡・行方不明者	事故者	死亡・行方不明者	事故者	死亡・行方不明者	事故者	死亡・行方不明者	事故者	死亡・行方不明者	事故者	死亡・行方不明者
船舶海難によらない乗船者の人身事故	海中転落	20	10	21	14	23	18	26	15	12	8	-14	-7
	負傷	38	4	44	2	38	2	35	1	34	3	-1	+2
	病気	34	10	21	6	18	2	18	1	21	5	+3	+4
	中毒	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	+0	+0
	自殺	4	4	3	3	5	4	6	4	6	6	+0	+2
	その他	3	1	1	1	4	0	3	1	2	1	-1	+0
	計	100	29	90	26	93	27	88	22	75	23	-13	+1
マリレジャーに伴う海浜事故	遊泳中	22	10	9	7	18	8	16	6	19	8	+3	+2
	磯遊び中	6	3	8	3	4	2	1	0	1	1	+0	+1
	釣り中	41	8	42	19	53	19	41	14	42	10	+1	-4
	サーフィン	19	3	15	4	8	1	16	1	9	1	-7	+0
	ボードセーリング	6	0	1	1	7	1	4	0	5	0	+1	+0
	スキューバダイビング	5	3	6	2	3	1	11	1	6	2	-5	+1
	ウエイクボード	4	0	3	0	1	0	2	0	5	1	+3	+1
	その他	6	2	4	1	8	0	8	1	16	2	+8	+1
	計	109	29	88	37	102	32	99	23	103	25	+4	+2
マリレジャーに伴わない海浜事故	海中転落	40	23	35	17	38	23	44	26	26	9	-18	-17
	自殺	117	91	97	82	95	76	90	73	93	69	+3	-4
	その他	10	5	6	3	12	10	8	5	14	3	+6	-2
	計	167	119	138	102	145	109	142	104	133	81	-9	-23
総計	376	177	316	165	340	168	329	149	311	129	-18	-20	

問い合わせ先

第五管区海上保安本部

広報・地域連携室室長 重久 弘太郎

TEL(078)391-6551 (内線 2111)



第五管区海上保安本部

「118番の日」を制定します！

～1月18日は「118番の日」～

1 「118番の日」制定について

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」は、平成12年5月1日に運用を開始し、今年で10周年を迎えましたが、「118番」に関する国民の皆様への周知は、未だ十分とは言えません。

そこで、海上保安庁では、「118番」の重要性をより多くの人々に理解していただき、海の安全確保に資するため、毎年1月18日を「118番の日」とし、第五管区海上保安本部でも、その周知活動を強化することとしました。

2 「118番」通報の使用例

(1) 船舶海難

海で船が衝突・座礁しているのを見たら「118番」

(2) 海難救助

船から人が落ちたのを見たら「118番」

(3) 警備事案

不審な行動をとる船舶・不審物を見たら「118番」

(4) 環境事案

船からの油排出・投棄物を見たら「118番」

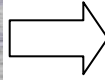
3 「118番」通報に関するお願い

「118番」は緊急通報用電話番号です。いたずら電話などは、本来の緊急電話がかかった際の障害となりますので、絶対におやめいただくよう、お願いいたします。



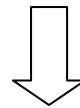
海難発生

118番通報

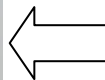


運用司令センター

巡視船艇・航空機に出動指示



救助完了



巡視船艇・航空機

現場に急行